

容器包装を利用・製造・輸入する事業者の皆様へ

## 容器包装リサイクル制度のお知らせ ～義務を忘れていませんか～

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成12年4月から、容器包装廃棄物の減量化や再商品化を推進するため、容器包装リサイクル法に基づき容器包装廃棄物のリサイクル制度（容器包装リサイクル制度）が完全施行されています。

容器包装リサイクル法の正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」です。

この制度の中で、容器包装を利用・製造・輸入する事業者は、発生する容器包装廃棄物について、自らまたは委託して回収、自ら再商品化を実施、リサイクル事業者に委託、あるいは指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）と契約して委託料を払って再商品化を委託することが義務付けられています。

近年、国内外で海洋プラスチックごみが問題となるなど、プラスチック資源循環のあり方が注目されています。環境関係法としての「容器包装リサイクル法」の履行は社会的な事業者としての責務です。

つきましては、容器包装を利用・製造・輸入する事業者の皆様におかれましても、リーフレットをご一読の上、その責務と義務の履行に務めていただくようお願いいたします。

なお、小規模事業者（裏面参照）は本制度の適用除外ですが、事業の拡大等により、いつの間にか本制度の対象事業者となるケースも散見されますので、ご不明な点がございましたら、北陸農政局の担当者までお気軽にお問い合わせ願います。

北陸農政局では、義務履行事業者との公平性を確保し制度を堅持するため、制度の普及啓発や再商品化の義務履行状況の確認を行っております。

お問い合わせ先：  
北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課  
容器包装リサイクル担当：中村、山口  
〒920-8566 金沢市広坂2-2-60  
TEL 076-232-4149  
FAX 076-232-4178  
メール [your\\_i\\_hokuriku@maff.go.jp](mailto:your_i_hokuriku@maff.go.jp)

# 適用除外事業者(小規模事業者)

主な業種

従業員数

年間売上高

製造業等

20人以下

かつ2億4,000万円以下

商業、サービス業

5人以下

かつ 7,000万円以下

製造業と卸売業を兼ねている場合はそれぞれの売上高、従業員数から判断。

例えばある会社で

製造業部門

16人

1億7,000万円

卸売業部門

7人

6,000万円

合計

23人

2億3,000万円

売上高からみて、この会社の主な業種は、**製造業**となる

会社全体の従業員数は21名以上なので、適用事業者

# 容器包装を利用・製造・輸入する事業者の皆様へ

## 忘れていませんか？

## 容器包装リサイクル法<sup>1</sup>で定めている義務を！

1 正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の減量化や再商品化（リサイクル）などのルールを定めた法律です。この中では消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割が決まられています。

容器包装を利用・製造・輸入する事業者には、以下の責務と義務が定められています。

（責務）

- ・繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制
- ・分別基準適合物の再商品化等の促進

（再商品化義務）

- ・容器包装の利用・製造・輸入に係る帳簿の作成・保存(保存期間5年)
- ・容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）

（排出抑制の促進の義務）

- ・年間50ト<sup>1</sup>以上容器包装を利用した小売事業者は、容器包装の使用量や排出抑制の取組状況の定期的な報告

### 再商品化義務がある事業者（特定事業者）

容器を利用・製造・輸入する事業者と包装を利用する事業者には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を引き取り、再商品化する義務があります。



容器を利用・輸入する事業者



包装を利用する事業者



容器を製造・輸入する事業者

**規模の小さい事業者は、再商品化の義務が免除される場合がありますので再商品化義務の有無を、自己診断してみましょう。** <http://www.jcpra.or.jp/specified/chart/tabid/127/index.php#Tab127>

### 再商品化の対象となる容器包装

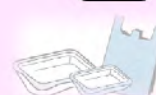
#### ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



#### プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



#### PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル



PET素材の容器であっても、上記以外のはプラスチック製容器包装になります。

#### 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



段ボール、牛乳等の紙パックは対象外です。

複数の素材から作られた容器包装は、もっとも重い素材に分類します。

▲ 業務用に販売されるものは再商品化の対象外です。

## 再商品化の方法

再商品化には、以下の3つの方法があります。



### 指定法人ルートとは、

市町村が分別収集・保管した容器包装廃棄物の再商品化を、容器包装リサイクル法に基づく指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に再商品化委託料金を支払うことにより再商品化義務を履行する方法です。**ほとんどの事業者は、この方法を選択しています。**

**公益財団法人日本容器包装リサイクル協会** <http://www.jcpra.or.jp/>



HPには、申込手続き、再商品化委託料の算出方法の他、パンフレットや関連の資料等が掲載されています。

**再商品化委託申込に関する問い合わせ先**  
オペレーションセンター TEL：03-5610-6261  
(受付時間 平日 9：30～17：30（祝日を除く）)

### 義務を果たさない場合の罰則

事業者が再商品化義務を果たさない場合、右記のプロセスを経て罰金が科されることがあります。

会社名の公表・罰金の適用に加えて、再商品化委託費用の支払いも求められます。

事業者としての義務を理解し、義務履行することが必要です。

